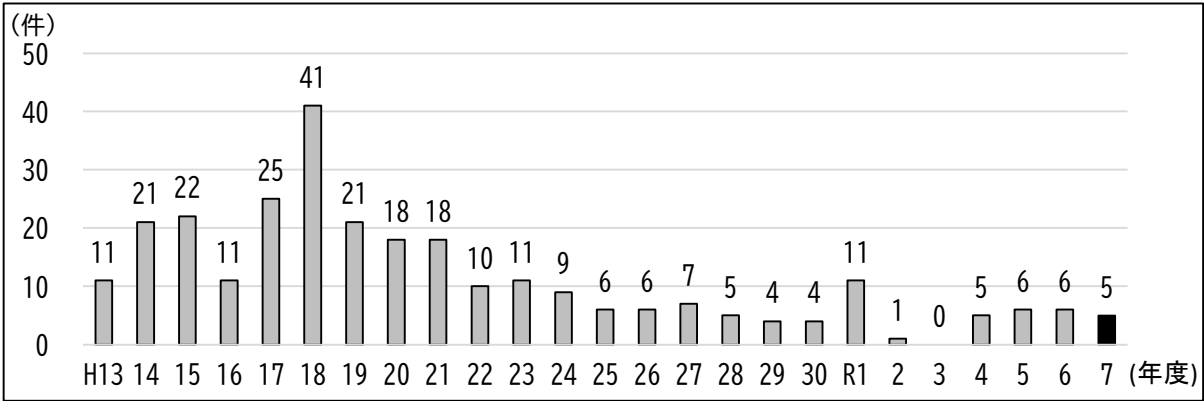


図1 一般職の国家公務員に係る脳・心臓疾患の協議件数の推移



注 脳・心臓疾患に関しては、各府省等が公務上の災害に該当するか否かの判断を行うに当たって、事前に人事院に協議する仕組みとなっている。
「協議件数」は、当該年度内に、各府省等から人事院に協議がなされた件数である（当該年度より前に発生した災害も含む）。

表1-1 脳・心臓疾患の一般職国家公務員の公務災害補償状況

(1) 判断件数、認定件数 (件)

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区分						
脳・心臓疾患	判断件数	6	2	5	2	11
	うち認定件数	0	2	3	1	4
うち死亡	判断件数	3	1	3	2	4
	うち認定件数	0	1	2	1	2

(2) 審査申立事案の容認判定件数 (件)

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区分						
脳・心臓疾患	容認判定件数	0	1	2	0	0
	うち死亡	0	0	1	0	0

注1 本表は、人事院規則16-0（職員の災害補償）別表第1第8号に掲げる脳・心臓疾患について集計したものである。

- 「判断件数」は、各府省等において、当該年度中に公務上の災害に該当するか否かの判断を行った件数である。当該年度より前に人事院に協議を行ったものや、審査申立てにより「公務上の災害とすべき（容認）と判定」され、当該年度内に改めて判断した件数を含んでいる。
- 「認定件数」は、当該判断件数のうち、各府省等において「公務上の災害と認定」した件数である。
- 審査申立事案の「容認判定件数」とは、審査申立てにより、当該年度に「公務上の災害とすべき（容認）と判定」された件数である。

表1-2 脳・心臓疾患の判断件数、認定件数 【職種別】

(件)

年 度 職 種	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	判断件数		判断件数		判断件数		判断件数		判断件数	
		うち認定 件数		うち認定 件数		うち認定 件数		うち認定 件数		うち認定 件数
一 般 行 政 職	3	0	1	1	2	2	1	1	8	4
専 門 行 政 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 安 職	2	0	1	1	3	1	0	0	3	0
教 育 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研 究 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医 療 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 祉 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指 定 職	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
合 計	6	0	2	2	5	3	2	1	11	4

注 職種ごとの具体例は次のとおりである。

- ① 一 般 行 政 職 : ②～⑨以外の一般行政従事職員
- ② 専 門 行 政 職 : 航空管制官、特許庁審査官等
- ③ 公 安 職 : 刑務官、海上保安官等
- ④ 教 育 職 : 海上保安大学校等の教授、准教授等
- ⑤ 研 究 職 : 研究所研究員等
- ⑥ 医 療 職 : 医師、看護師等
- ⑦ 福 祉 職 : 児童福祉施設児童指導員等
- ⑧ 指 定 職 : 事務次官、局長等
- ⑨ そ の 他 : 検察官等

表１－３ 脳・心臓疾患の判断件数、認定件数 【年齢別】

(１) 判断件数

(件)

年 度 年 齢	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
30 ～ 39 歳	1	1	0	0	2	2	0	0	1	0
40 ～ 49 歳	1	0	1	1	2	1	1	1	5	2
50 ～ 59 歳	4	2	1	0	0	0	1	1	3	1
60 歳 以 上	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
合 計	6	3	2	1	5	3	2	2	11	4

(２) 認定件数

(件)

年 度 年 齢	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 ～ 39 歳	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
40 ～ 49 歳	0	0	1	1	1	0	0	0	3	2
50 ～ 59 歳	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0
60 歳 以 上	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合 計	0	0	2	1	3	2	1	1	4	2

表１－４ 脳・心臓疾患の認定件数 【超過勤務時間数（１か月平均）別】

(件)

年 度 区 分	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
45時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45時間以上～ 60時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60時間以上～ 80時間未満	0	0	0	0	1	0	0	0	2	2
80時間以上～ 100時間未満	0	0	1	1	2	2	0	0	1	0
100時間以上	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
その他	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
合 計	0	0	2	1	3	2	1	1	4	2

注 1 上記の超過勤務時間数は、発症前１か月間の超過勤務時間数又は発症前２か月間、３か月間、４か月間、５か月間若しくは６か月間の１か月当たり平均の超過勤務時間数のうち、最も多いものである。

2 「その他」の件数は、超過勤務時間以外の要素を主な負荷要因として、「公務上の災害と認定」されたものである。

表１－５ 脳・心臓疾患の判断件数、認定件数 【常勤職員・非常勤職員別】

(１) 判断件数

(件)

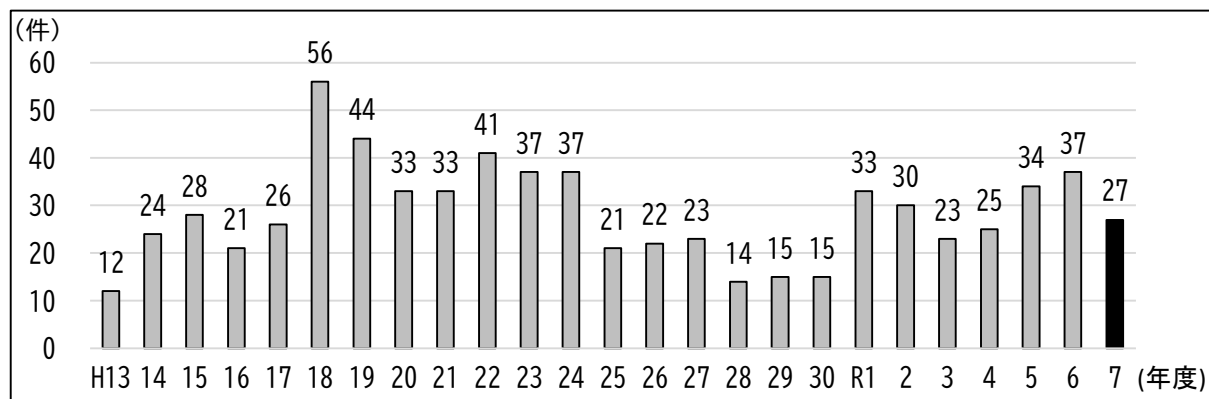
年 度 区 分	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員	5	3	2	1	5	3	2	2	9	4
非 常 勤 職 員	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
合 計	6	3	2	1	5	3	2	2	11	4

(２) 認定件数

(件)

年 度 区 分	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員	0	0	2	1	3	2	1	1	3	2
非 常 勤 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合 計	0	0	2	1	3	2	1	1	4	2

図2 一般職の国家公務員に係る精神疾患等の協議件数の推移



注 精神疾患等に関しては、各府省等が公務上の災害に該当するか否かの判断を行うに当たって、事前に人事院に協議する仕組みとなっている。

「協議件数」は、当該年度内に、各府省等から人事院に協議がなされた件数である（当該年度より前に発生した災害も含む）。

表2-1 精神疾患等の一般職国家公務員の公務災害補償状況

(1) 判断件数、認定件数

(件)

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区分						
精神疾患等	判断件数	33	22	10	20	53
	うち認定件数	10	9	6	7	14
うち死亡	判断件数	5	7	2	3	13
	うち認定件数	2	4	1	1	4

(2) 審査申立事案の容認判定件数

(件)

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区分						
精神疾患等	容認判定件数	1	0	0	0	0
	うち死亡	0	0	0	0	0

注1 本表は、人事院規則16-0（職員の災害補償）別表第1第9号に掲げる精神疾患等について集計したものである。

2 「判断件数」は、各府省等において、当該年度中に公務上の災害に該当するか否かの判断を行った件数である。当該年度より前に人事院に協議を行ったものや、審査申立てにより「公務上の災害とすべき（容認）と判定」され、当該年度内に改めて判断した件数を含んでいる。

3 「認定件数」は、当該判断件数のうち、各府省等において「公務上の災害と認定」した件数である。

4 審査申立事案の「容認判定件数」とは、審査申立てにより、当該年度に「公務上の災害とすべき（容認）と判定」された件数である。

表2-2 精神疾患等の判断件数、認定件数 【職種別】

(件)

年 度 職 種	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	判断件数		判断件数		判断件数		判断件数		判断件数	
		うち認定 件数		うち認定 件数		うち認定 件数		うち認定 件数		うち認定 件数
一 般 行 政 職	28	9	15	7	6	2	12	5	38	4
専 門 行 政 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 安 職	3	0	6	2	3	3	5	1	9	4
教 育 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研 究 職	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
医 療 職	0	0	0	0	0	0	1	1	4	4
福 祉 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指 定 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	1	1	1	0	1	1	1	0	2	2
合 計	33	10	22	9	10	6	20	7	53	14

注 職種ごとの具体例は次のとおりである。

- ① 一 般 行 政 職 : ②～⑨以外の一般行政従事職員
- ② 専 門 行 政 職 : 航空管制官、特許庁審査官等
- ③ 公 安 職 : 刑務官、海上保安官等
- ④ 教 育 職 : 海上保安大学校等の教授、准教授等
- ⑤ 研 究 職 : 研究所研究員等
- ⑥ 医 療 職 : 医師、看護師等
- ⑦ 福 祉 職 : 児童福祉施設児童指導員等
- ⑧ 指 定 職 : 事務次官、局長等
- ⑨ そ の 他 : 検察官等

表２－３ 精神疾患等の判断件数、認定件数 【年齢別】

(１) 判断件数

(件)

年 度 年 齢	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	10	2	3	2	4	1	7	1	12	7
30 ～ 39 歳	8	1	9	2	4	1	3	0	7	1
40 ～ 49 歳	6	0	5	1	1	0	7	1	13	3
50 ～ 59 歳	6	2	4	2	1	0	2	1	17	2
60 歳 以 上	3	0	1	0	0	0	1	0	4	0
合 計	33	5	22	7	10	2	20	3	53	13

(２) 認定件数

(件)

年 度 年 齢	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	3	1	1	1	3	1	2	0	4	2
30 ～ 39 歳	3	1	3	1	1	0	1	0	5	1
40 ～ 49 歳	3	0	1	1	1	0	2	0	1	1
50 ～ 59 歳	0	0	3	1	1	0	1	1	4	0
60 歳 以 上	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
合 計	10	2	9	4	6	1	7	1	14	4

表２－４ 精神疾患等の認定件数 【超過勤務時間数（１か月平均）別】

(件)

年 度 区 分	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
20時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20時間以上～ 40時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40時間以上～ 60時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
60時間以上～ 80時間未満	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
80時間以上～ 100時間未満	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0
100時間以上～ 120時間未満	4	1	0	0	0	0	1	0	1	1
120時間以上～ 140時間未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
140時間以上	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
その他	6	1	9	4	4	0	4	0	9	1
合 計	10	2	9	4	6	1	7	1	14	4

注 1 上記の超過勤務時間数は、発症前１か月間の超過勤務時間数又は発症前２か月間、３か月間、４か月間、５か月間若しくは６か月間の１か月当たり平均の超過勤務時間数のうち、最も多いものである。

2 「その他」の件数は、超過勤務時間以外の要素を主な負荷要因として、「公務上の災害と認定」されたものである。

表２－５ 精神疾患等の判断件数、認定件数 【常勤職員・非常勤職員別】

(１) 判断件数

(件)

年 度 区 分	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員	24	5	21	6	8	2	17	3	44	13
非 常 勤 職 員	9	0	1	1	2	0	3	0	9	0
合 計	33	5	22	7	10	2	20	3	53	13

(２) 認定件数

(件)

年 度 区 分	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員	9	2	9	4	5	1	5	1	14	4
非 常 勤 職 員	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0
合 計	10	2	9	4	6	1	7	1	14	4

表2-6 精神疾患等の判断件数、認定件数 【業務負荷の類型別】

(1) 判断件数

(件)

業務負荷の類型		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
1 仕事の質・量	(1) 仕事の内容	2	1	2	1	1	1	0	0	2	0
	(2) 仕事の量 (勤務時間の長さ)	4	1	0	0	2	1	5	2	8	3
	(3) 勤務形態	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0
2 役割・地位等の変化	(1) 配置転換	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 転勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 昇任	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
3 業務の執行体制		0	0	0	0	0	0	1	0	4	1
4 仕事の失敗、 責任問題の発生・対処	(1) 仕事の失敗	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	(2) 不祥事の発生と対処	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
5 対人関係等の 職場環境	(1) パワー・ハラスメント	10	0	16	4	2	0	6	0	15	4
	(2) 職場でのトラブル	13	2	2	0	0	0	6	1	14	0
	(3) セクシュアル・ハラスメント	0	0	0	0	2	0	2	0	1	1
6 公務に関連する異常な出来事への遭遇		3	0	0	0	2	0	0	0	3	0
7 その他		0	0	1	1	0	0	0	0	2	2
合 計		33	5	22	7	10	2	20	3	53	13

- 注1 「業務負荷の類型」は、「精神疾患等の公務上災害の認定について」（平成20年4月1日職補-114）の「別表 公務に関連する負荷の分析表」による（次表（2）も同様）。
- 2 「5（1）パワー・ハラスメント」は、令和2年6月に項目立てされたもの（次表（2）も同様）。
- 3 「業務負荷の類型」別の件数は、各事案における主な負荷要因をもとに分類した（次表（2）も同様）。公務外の事案については、被災職員等の申立てによる主な負荷要因により分類した。
- 4 「その他」には、業務負荷の類型1～6に分類することが困難であった事案を分類した（次表（2）も同様）。

(2) 認定件数

(件)

業 務 負 荷 の 類 型		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
1 仕事の質・量	(1) 仕 事 の 内 容	1	1	2	1	0	0	0	0	1	0
	(2) 仕 事 の 量 (勤務時間の長さ)	4	1	0	0	2	1	3	1	5	3
	(3) 勤 務 形 態	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 役割・地位等の変化	(1) 配 置 転 換	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 転 勤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 昇 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 業務の執行体制		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
4 仕事の失敗、 責任問題の発生・対処	(1) 仕 事 の 失 敗	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 不祥事の発生と対処	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
5 対人関係等の 職場環境	(1) パワー・ハラスメント	1	0	6	3	0	0	1	0	2	0
	(2) 職場でのトラブル	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	(3) セクシュアル・ハラスメント	0	0	0	0	1	0	2	0	1	1
6 公務に関連する異常な出来事への遭遇		2	0	0	0	2	0	0	0	3	0
7 その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		10	2	9	4	6	1	7	1	14	4